

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (第1回新株予約権付社債) 新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) (第2回新株予約権付社債)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 499,999,969円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 999,999,938円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市北区中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社フジオフードシステム第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「1新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金499,999,969円
各社債の金額(円)	金10,204,081円
発行価額の総額(円)	金499,999,969円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成29年5月30日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>本社債の額面100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は第2項第(2)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成29年5月30日(償還期限)にその総額を本社債の額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還事由</p> <p>コールオプション条項による繰上償還</p> <p>イ 平成24年8月30日以降、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)が、20連続取引日(「取引日」とは、大阪証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。)にわたり、基準価額(下記ロに定義する。)以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30営業日以内に、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して通知を行った上で、当該通知日から45日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>ロ 「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額(別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める。)の120%相当額とし、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて調整されるものとする。</p>

組織再編行為による繰上償還

- イ 組織再編行為(下記ホ( )に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合、かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記ホ( )に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。
- ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って計算される。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年 5 月30日	93.06	97.18	102.88	110.47	120.00	130.00
平成25年 5 月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年 5 月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年 5 月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年 5 月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年 5 月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。
- ( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合  
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)
- ( )( )以外の場合  
会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

	<p>ニ 参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>( ) 組織再編成行為 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。) 又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>( ) 承継会社等 当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p> <p>ヘ 当社は、本号イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。</p> <p>公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>ロ 本号イ及びヘの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号イの手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号ニに基づく通知が行われた場合には、本号イの手続が適用される。</p>
--	---

	<p>スクイーズアウト事由による繰上償還</p> <p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>支配権変動事由による繰上償還</p> <p>イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(下記ロに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</p> <p>ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社(下記(3)に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下の通り割当てる。</p> <p>Pleasant Valley(プレザント・バレー) 275,510,187円</p> <p>Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー) 173,469,377円</p> <p>Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー) 40,816,324円</p> <p>フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号 10,204,081円</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成24年5月30日
申込取扱場所	株式会社フジオフードシステム 財務経理部
払込期日	<p>平成24年5月30日</p> <p>本新株予約権を割当てたる日は平成24年5月30日とする。</p> <p>但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。</p>
振替機関	該当事項はありません。

担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 本項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1 「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において「別記」とは、「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」における当該事項を指すものとする。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 別記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 別記「財務上の特約(担保制限条項)」の規定に違背したとき。
- (3) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が500,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 償還金等支払事務取扱者(償還金等支払場所)

株式会社フジオフードシステム 財務経理部

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式制度は採用していない。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項で定義される。)で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、186,037円とする。なお、転換価額は第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(第(2)号 に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したのものとして本ハを適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本ハに定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

二 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本項第(1)号 二の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。



	<p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は本項第(3)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(3) 第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金499,999,969円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の新株予約権者は、平成24年5月30日から平成29年5月30日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。) 及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>該当事項はありません。</p> <p>なお、本新株予約権の取得事由は定めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<p>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p>

## (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

## (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

## (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。

## (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

## (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

## (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

## (9) 組織再編行為が生じた場合

本欄の規定に準じて決定する。

	<p>(10) その他</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を当社に提出し、当社による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

## 2【新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社フジオフードシステム第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(現金決済条項付)(以下「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金999,999,938円
各社債の金額(円)	金20,408,162円
発行価額の総額(円)	金999,999,938円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成29年5月30日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>本社債の額面100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は第2項第(2)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成29年5月30日(償還期限)にその総額を本社債の額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還事由</p> <p>組織再編行為による繰上償還</p> <p>イ 組織再編行為(下記ホ( )に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記ホ( )に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。</p>

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年 5月30日	98.22	100.49	103.66	110.70	120.00	130.00
平成25年 5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年 5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年 5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年 5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年 5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

( ) ( ) 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）に始まる 5 連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において別記（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

	<p>ニ 参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>( ) 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>( ) 組織再編成行為 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。) 又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。</p> <p>( ) 承継会社等 当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p> <p>ヘ 当社は、本号イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。</p> <p>公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>ロ 本号イ及びヘの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号イの手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号ニに基づく通知が行われた場合には、本号イの手続が適用される。</p>
--	---

	<p>スクイーズアウト事由による繰上償還</p> <p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>支配権変動事由による繰上償還</p> <p>イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(下記ロに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</p> <p>ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社(下記(3)に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下の通り割当てる。</p> <p>Pleasant Valley(プレザント・バレー) 551,020,374円</p> <p>Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー) 346,938,754円</p> <p>Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー) 81,632,648円</p> <p>フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号 20,408,162円</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成24年5月30日
申込取扱場所	株式会社フジオフードシステム 財務経理部
払込期日	<p>平成24年5月30日</p> <p>本新株予約権を割当てたる日は平成24年5月30日とする。</p> <p>但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。</p>
振替機関	該当事項はありません。



担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 本項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1 「2 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において「別記」とは、「2 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」における当該事項を指すものとする。

## 2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 別記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 別記「財務上の特約(担保制限条項)」の規定に違背したとき。
- (3) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が500,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 4 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

## 5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 6 償還金等支払事務取扱者(償還金等支払場所)

株式会社フジオフードシステム 財務経理部

## (新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、株価の下落により、当初転換価額により計算される当初普通株式数よりも増加することがある。但し、転換価額の修正は、平成24年11月30日に1度行われる一方、本新株予約権の行使期間は、平成26年5月30日から開始するため、本新株予約権の行使期間開始日においては、修正後の転換価額が適用される。</p> <p>2 本新株予約権付社債の転換価額の修正基準及び修正頻度について 平成24年11月30日(以下「決定日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(終値のない日数を除く。)(但し、1円未満の端数は切り捨てる。)(以下「決定日価額」という。)が、決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、決定日以降、決定日価額に修正される。但し、算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額(以下に定義される。)未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とする。 「下限転換価額」とは、154,275円とする。 修正頻度は1回である(決定日において修正される。)</p> <p>3 転換価額等の下限等について 転換価額の下限は、154,275円とする。なお、当該転換価額の下限が定められているため、前項の転換価額の修正に係る交付する当社普通株式の数の上限は定められていない。また、本社債の発行による資金調達額は、発行価額の総額であり、下限は定められていない。</p> <p>4 当社による繰上償還条項 組織再編行為、公開買付けによる上場廃止、スクイーズアウト事由、及び支配権変動事由による繰上償還(詳細については、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号をご参照。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用していない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項で定義される。)で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、186,037円とする。なお、転換価額は第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p>

3 転換価額の修正

平成24年11月30日(以下「決定日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(終値のない日数を除く。)(但し、1円未満の端数は切り捨てる。)(以下「決定日価額」という。)(以下「決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、決定日以降、決定日価額に修正される。但し、算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額(以下に定義される。)未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とする。

「下限転換価額」とは、154,275円とする。

4 転換価額の調整

(1) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価(第(2)号に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記イの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したのものとして本ハを適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本八に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- 二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本項第(1)号 二の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号 又は本項第(4)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (3) 第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金999,999,938円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の新株予約権者は、平成26年5月30日から平成29年5月30日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。 )及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。 )</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）から14日以上前の事前の通知（かかる通知は撤回することができない、以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。</p> <p>なお、当社が取得を行う場合には割当先の事前の承諾が必要となります。但し、割当先が本新株予約権を行使しようとした場合には、一定期間内、割当先は当該承諾を行うことを合意しています。</p> <p>「取得日」とは、当社が別に定め、取得通知に記載する日をいう。</p> <p>「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(A)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。）をいう。</p> $\frac{\text{転換価値 - 額面金額相額（正の数である場合に限る。）}}{1 \text{ 株当たりの平均VWA P}}$ <p>「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。</p> $\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当りの平均VWA P}$ <p>「1株当たりの平均VWA P」とは、VWA P計算期間（以下に定義する。）に含まれる各VWA P取引日において大阪証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWA P」という。）の平均値をいう。VWA P計算期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(3)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWA Pも適宜調整される。</p> <p>「最終日転換価額」とは、VWA P計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。</p> <p>「VWA P計算期間」とは、当社が取得通知をした日（同日を含まない。）の5VWA P取引日（以下に定義する。）日後から始まる30連続VWA P取引日をいう。</p> <p>本「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄において「VWA P取引日」とは、大阪証券取引所が開設されている日をいい、VWA Pが発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</li> <li>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</li> </ol>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p>

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項と同様の調整に服する。
- 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本欄の規定に準じて決定する。

	<p>(10) その他</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を当社に提出し、当社による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 本転換社債型新株予約権付社債を選択した経緯

当社は、昭和54年の創業以来、「まいどおおきに食堂」を始めとする大衆という業態を原点にして、常にお客様に喜んで頂けるお店づくりに邁進してまいりました。

当社を取り巻く外食市場においては、外食だけでなく中食を含めた食マーケット全体が成熟期を迎え、構造変化が進む中で、同業の外食企業だけでなく、コンビニや弁当販売専門店などとの競争も激化している状態です。加えて、今後の少子高齢化の影響を受け、日本国内においては食マーケット自体の規模縮小が避けられない状況にあります。

かかる事業環境の中、当社は平成23年度において確実な新規出店だけでなく既存事業の業績改善に注力しました。その結果、平成23年6月以降、当社全体の既存店売上高は前年比100%を回復し、平成24年に入っても安定的に推移しております。

しかしながら、競争が激化する外食市場の中で更なる成長を実現するためには、国内における更なる新規出店、既存店事業の業績改善を図るとともに、海外における出店ペースを加速させる必要があり、そのための資金調達、並びに効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入及び海外展開における事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用する経営ノウハウが不可欠であります。

これらの目的遂行のため、当社は様々な資金調達手法、事業展開の方法を模索してまいりましたが、今回、国内における新規出店資金、既存店事業の業績改善のための既存店改装資金、海外事業展開のための直営店出店資金の調達を目的として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第1回新株予約権付社債」といい



ます。)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(現金決済条項付)(以下「第2回新株予約権付社債」といい、第1回新株予約権付社債と併せて、以下「本転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の募集を決議いたしました。

当社は、上記事業展開を遂行するための資金調達方法について負債性の資金からエクイティ性の資金まで幅広く検討いたしました。今回の資金調達については

当社の成長戦略に基づく資金に充当するためのものであること

当社の自己資本比率が平成23年12月末時点では21.8%であることから、自己資本比率を早期に30%台に引き上げることで、財務基盤を強化する必要があること

平成23年12月末時点の有利子負債総額が6,523百万円となった結果、年間の金利負担が123百万円まで増加しており、金利負担が少ない又は不要な資金調達方法であることが望ましいこと

等を考慮し、エクイティ性の資金調達による調達が望ましいと考え、その中において、本転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達は、下記(2)の～に示す特徴を有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における最良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。

なお、平成24年5月11日(取締役会決議日の前営業日)における当社の株価(181,500円)は、6ヶ月の終値平均160,217円に対して13.3%及び3ヶ月の終値平均168,562円に対して7.7%それぞれ高い価格と上昇傾向にある一方で、欧州危機の再発と拡大、主要国における政権交代、中国経済の減退、増税その他の財政緊縮策による国内個人消費への悪影響、更なる円高の進行に関する様々な懸念など、マクロ経済における多くの不確定要素により国内外の資本市場は引き続き先行きが不透明な状況であることから、今後も当社の株価の上昇傾向が継続するとは必ずしも言い切れない状況にあることなどを勘案し、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ(以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。)を介して割当先とも協議の上、額面金額の大きい第2回新株予約権付社債については、発行後6ヶ月を経過した時点において、当該時点に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(以下「決定日価額」という。))が、当該時点において有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を当該時点以降、決定日価額に修正することといたしました。これにより、当社株価が一定程度下落した場合であっても、普通株式への転換が図られ、自己資本の充実に資することになるものと考えております。なお、当該転換価額の修正は下限が発行決議日前営業日終値の85%と設定されており、かつ、一度のみでありその後の修正は行われません。

## (2) 本転換社債型新株予約権付社債の主な特徴

公募増資の場合は、発行決議日後の株価の変動により、条件決定日まで調達金額が確定しませんが、本転換社債型新株予約権付社債の発行の場合は、発行時点において想定した金額を確実に調達することが可能になります。

第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。

転換に応じて株式が順次発行されるため、一度に大量の株式を発行する公募増資に比べて株価に対する希薄化の影響の低減が期待されます。

利息を付さない新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能になります。

第1回新株予約権付社債につきましては、コールオプション条項による繰上償還が定められております。当社は、当社普通株式の株価が一定期間、当初転換価額の120%以上で推移した場合には、かかる条項を発動することができ、この結果、各割当先に、新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

当社は、第2回新株予約権付社債に係る新株予約権の行使時において、当社株式の株価の推移、業績、財政状態、現預金の状況等を踏まえて適切と判断する場合には、現金決済条項(別記(新株予約権付社債に関する事項))「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に定める取得条項、以下同じ。)を活用することにより、額面相当分の希薄化軽減を図ることができます。

第2回新株予約権付社債は、転換価額が修正されることが予定されていますが、発行後に株価が下落した場合には、希薄化が増大する可能性に留意する必要があります。この対応策として当社は、修正後転換価額が154,275円(発行決議日の前営業日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の85%に相当する金額(下限転換価額))未滿となる場合には修正後転換価額は下限転換価額とすることとしました。これにより第2回新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合に交付される株式数は6,480株となります。これと第1回新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数2,685株との合計は9,165株となり、平成24年3月31日現在の発行済株式数45,852株に対する割合は20.0%となります。このように、希薄化に一定の歯止めをかけ、既存株主に過度な影響が及ばない形での資金調達が可能となるようにしました。

借入金等のデッド・ファイナンスではなく、本転換社債型新株予約権付社債を発行することにより、普通株式への転換が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなり、当社の財務体質が強化されます。一方で、業績が堅調に推移したときには、当社は、第2回新株予約権付社債における現金決済条項を活用することにより、株式の希薄化をコントロールできる商品設計となっています。

- 7 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社と各割当先とは、第2回新株予約権付社債に付された現金決済条項の発動について、各割当先の事前の承諾が必要であること、及び各割当先が第2回新株予約権付社債に係る新株予約権を行使しようとする場合には、一定期間内、現金決済条項を発動することを承諾することを合意しております。
- 8 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項なし
- 9 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項なし
- 10 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし

### 3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

	払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
第1回	499,999,969	2,300,000	497,699,969
第2回	999,999,938	4,700,000	995,299,938
合計	1,499,999,907	7,000,000	1,492,999,907

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用2,000千円、外部調査費用2,000千円、新株予約権評価費用2,000千円及びその他事務費用1,000千円（印刷事務費用、登記費用）からなり、合計7,000千円を予定しております。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,492百万円については、国内市場における新規出店資金、既存店事業の業績の改善のための既存店リニューアル資金、海外事業展開のための直営店出店資金に充当する予定であります。なお、当社は調達した資金を予定時期どおりに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
新規出店	1,092	平成24年6月～平成24年12月
<内訳>		
まいどおおきに食堂 3店舗	170	
串家物語 2店舗	100	
かっぱうぎ 3店舗	92	
つるまる 6店舗	180	
その他 11店舗	550	
既存店リニューアル	100	平成24年6月～平成25年4月
<内訳>		
串家物語など 10店舗	100	
海外事業展開	300	平成25年1月～平成25年12月
<内訳>		
直営店出店費用（上海2店舗、その他4店舗）	240	
海外展開先調査費用	60	

(注) 1. なお、当社の新規出店計画に係る新規出店数につきましては、第13期有価証券報告書（自平成23年1月1日～平成23年12月31日）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載の設備計画から変更はありません。上記記載の新規出店数は、第13期有価証券報告書（自平成23年1月1日～平成23年12月31日）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画 (1) 重要な設備の新設」から、設備計画の進捗による出店数（平成24年1月から5月分）を除いた計画です。

2. 第13期有価証券報告書（自平成23年1月1日～平成23年12月31日）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載の新規出店計画のうち平成24年6月以降の新規出店計画分については、本転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金により充てたいします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

Pleasant Valley (プレザント・バレー)

名称	Pleasant Valley (プレザント・バレー)	
所在地	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	
設立根拠等	アイルランド会社法に基づく法人	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	10,000円	
組成目的	上場有価証券等への投資	
組成日	平成19年7月3日	
出たる出資者及びその出資比率	99.0% Pleasant Valley Co., Ltd. (プレザント・バレー・カンパニー・リミテッド) (ケイマン諸島会社法に基づく免税法人でありPleasant Valley (プレザント・バレー)の株主です。)	
代表者の役職及び氏名	Director, James Kenny	
業務執行組合員等に関する事項	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
	事業の内容	該当事項はありません。

(注) Pleasant Valleyの主な資金提供者の概要は以下のとおりです。

名称	Pleasant Valley Fund, L.P. (プレザント・バレー・ファンド・エルピー)	
所在地	Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくL P S (Limited Partnership)	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	9,541,847,000円	
組成目的	投資	
組成日	平成19年9月20日	
主たる出資者及びその出資比率	96.6% Pleasant Valley Investments, L.P. (プレザント・バレー・インベストメンツ・エルピー)	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Pleasant Valley Co., Ltd. (プレザント・バレー・カンパニー・リミテッド)
	本店の所在地	Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director, James Kenny
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド資産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	100.0% Walkers SPV Limited

名称	Pleasant Valley Investments, L.P. (プレザント・バレー・インベストメンツ・エルピー)	
所在地	Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくL P S (Limited Partnership)	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	9,221,159,000円	
組成目的	投資	
組成日	平成19年11月5日	
主たる出資者及びその出資比率	4名のLimited Partners(財団及びファンド等)が出資しています。このうち米国における研究財団が49%、米国における寄付基金、財団の資産運用を行っているファンドが33%及び米国における教育機関の寄付基金が13%それぞれ出資しており、その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Pleasant Valley Investments, Ltd. (プレザント・バレー・インベストメンツ・リミテッド)
	本店の所在地	Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director, Tsun Kie Liu
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド資産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	100.0% Tsun Kie Liu

## Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)

名称	Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)		
所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands		
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)		
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
出資額	5,736,967,000円		
組成目的	上場有価証券等への投資		
組成日	平成19年9月24日		
出たる出資者及びその出資比率	<p>100.0% Hillcrest Fund, L.P. (ヒルクレスト・ファンド・エルピー)  (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPSでありHillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)の有限責任組合員です。)</p> <p>なお、Hillcrest Fund, L.P. (ヒルクレスト・ファンド・エルピー)には、General PartnerであるHillcrest Partners, L.P. (ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー)と7名のLimited Partners (財団、ファンド及び金融機関等)が出資しています。</p> <p>このうち米国における研究助成財団が30%、米国の富裕層向けファンド2名がそれぞれ27%及び11%並びに米国の保険会社が15%それぞれ出資しており、その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。</p>		
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Hillcrest Partners, L.P. (ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー)	
	所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	5,714,000円	
	組成目的	ファンドの運営・管理	
	主たる出資者及びその出資比率	General PartnerであるHillcrest Co., Ltd. (ヒルクレスト・カンパニー・リミテッド)と4名のLimited Partners (個人)が出資しています。 このうち適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ42.96%を出資しており、その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Hillcrest Co., Ltd. (ヒルクレスト・カンパニー・リミテッド)
		本店の所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職・氏名	Director, Douglas R. Stringer
資本金		1米ドル	
事業の内容		ファンドの運営・管理	
主たる出資者及びその出資比率		100.0% Douglas R. Stringer	



## Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)

名称	Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)		
所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands		
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)		
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
出資額	1,351,083,000円		
組成目的	上場有価証券等への投資		
組成日	平成19年9月24日		
主たる出資者及びその出資比率	100.0% Clear Sky Fund, L.P. (クリアスカイ・ファンド・エルピー) (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPSでありClear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)の有限責任組合員です。) なお、Clear Sky Fund, L.P. (クリアスカイ・ファンド・エルピー)には、General PartnerであるClear Sky Co., Ltd. (クリアスカイ・カンパニー・リミテッド)と2名のLimited Partners (資産運用会社等)が出資しています。このうち、日本の金融機関の資産運用会社が93%を出資しており、その他に出資比率が10%以上の出資者はおりません。		
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Clear Sky Partners, L.P. (クリアスカイ・パートナーズ・エルピー)	
	所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	1,352,000円	
	組成目的	ファンドの運営・管理	
	主たる出資者及びその出資比率	General PartnerであるClear Sky Co., Ltd. (クリアスカイ・カンパニー・リミテッド)と2名のLimited Partners (個人)が出資しています。 このうち、適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ42.96%を出資しており、その他に出資比率が10%以上の出資者はおりません。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Clear Sky Co., Ltd. (クリアスカイ・カンパニー・リミテッド)
		本店の所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職・氏名	Director, Kiyomi Bernet
資本金		1米ドル	
事業の内容	ファンドの運営・管理		
主たる出資者及びその出資比率	100.0% Kiyomi Bernet		

## フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号

名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号	
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
設立根拠等	民法に規定する任意組合	
出資額	33,000,000円	
組成目的	投資	
組成日	平成24年4月23日	
主たる出資者及びその出資比率	49.5% 笹沼 泰助 49.5% リチャード・エル・フォルソム 1.0% 株式会社フラッグシップアセットマネジメント	
業務執行組員 又はこれに類する者	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 猪熊 英行
	資本金	50,000,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	100.0% 株式会社A P興産

(平成24年5月14日現在、特記しているものを除く。)

## b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者は、いずれの割当先及びその業務執行組員との間においても、本書の日付現在、出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係はありません。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、昭和54年の創業以来、「まいどおおきに食堂」を始めとする大衆という業態を原点にして、常にお客様に喜んで頂けるお店づくりに邁進してまいりました。

当社を取り巻く外食市場においては、外食だけでなく中食を含めた食マーケット全体が成熟期を迎え、構造変化が進む中で、同業の外食企業だけでなく、コンビニや弁当販売専門店などとの競争も激化している状態です。加えて、今後の少子高齢化の影響を受け、日本国内においては食マーケット自体の規模縮小が避けられない状況にあります。

かかる事業環境の中、当社は平成23年度において確実な新規出店だけでなく既存事業の業績改善に注力しました。その結果、平成23年6月以降、当社全体の既存店売上高は前年比100%を回復し、平成24年に入っても安定的に推移しております。

しかしながら、競争が激化する外食市場の中で更なる成長を実現するためには、国内における更なる新規出店、既存店事業の業績改善を図るとともに、海外における出店ペースを加速させる必要があり、そのための資金調達、並びに効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入及び海外展開における事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用する経営ノウハウが不可欠であります。

かかる状況の下、当社は更なる成長戦略の柱として今後の新規出店・既存店リニューアル・海外展開における計画立案及び実行に向けた必要資金の調達等について、複数の潜在的投資者との間で検討及び議論を重ねてまいりましたが、平成23年10月頃投資アドバイスや経営全般に関するコンサルティングを行っているアドバンテッジアドバイザーズの担当者、当社経営企画部がIRにおいてコミュニケーションを行ったことを契機として面識を得て協議を重ね、同社の複数の上場企業等への戦略的なアドバイスの提供実績等を知ること、社会的信用力及びアドバイス力ともに信頼できると判断しました。また、アドバンテッジアドバイザーズからは、当社に対して、「当社の『まいどおおきに食堂』を中心とする大衆食業態は、国内市場においては安定的な需要が存在する業態であり、現在、アジア、北米等世界中において出店が可能な成長可能性を有する業態であり、アドバンテッジアドバイザーズの経営ノウハウ、提携ネットワークを活用することで、今後更なる企業価値向上が期待できる」と高い評価をいただいております。

その後、当社は、同社が間接的に投資助言サービスを提供しているファンドである上記「a 割当予定先の概要」記載のファンドを割当先候補として紹介され、当該ファンドのアドバイザーからのデュー・デリジェンスを受けつつ、当該ファンドからの出資の実施に向けた検討と協議を継続して行ってまいりました。

かかる協議及び検討において、当社は、アドバンテッジアドバイザーズを介して、各ファンドの属性・実態、過去の投資実績その他に関する情報を収集し、また、アドバンテッジアドバイザーズとの間で、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、当社は、アドバンテッジアドバイザーズが豊富なアドバイス力と信頼性を有するものと判断し、同社との間で事業提携契約を締結し、当社の事業展開及び経営管理等について同社からのアドバイスを受けるとともに、アドバンテッジアドバイザーズが投資助言サービスを提供しているファンドの中でも、複数の上場会社への投資実績を有し信頼性のある、上記ファンド（又はかかる投資実績及び信頼性を有する者により運営されているファンド）に対して本転換社債型新株予約権付社債の第三者割当を行うことが、安定的な経営戦略のもとで、当社の財務基盤を強化し、当社の企業価値を向上させることに資するものと判断し、当該ファンドを第三者割当の割当先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

第1回新株予約権付社債

Pleasant Valley (プレザント・バレー)	1,480株
Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)	932株
Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)	219株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号	54株

第2回新株予約権付社債

Pleasant Valley (プレザント・バレー)	2,961株
Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)	1,864株
Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)	438株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号	109株

なお、上記株数は、それぞれ、本転換社債型新株予約権付社債が、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」の（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」の（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の当初転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより当初転換価額が調整又は修正された場合には、これに従い調整又は修正されます。

e 株券等の保有方針

当社は、各割当先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本転換社債型新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的として、本転換社債型新株予約権付社債を中長期的に保有する予定である旨、及び本転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する方針である旨の説明を割当先から受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

Pleasant Valley (プレザント・バレー)、Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)、Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合45号は、いずれもキャピタル・コール型の資金募集形態をとっています。

キャピタル・コール型とは、ファンドが設立時に投資家から投資資金の払込についてのコミットメントを取得し、投資の進捗に応じてファンドが投資家にキャピタル・コール(払込要求)を行う形態をいいます。投資家は、キャピタル・コールがなされた場合、あらかじめ合意された期間内に投資資金をファンドに払い込むことになります。

当社は、アドバンテッジアドバイザーズを通じて、上記各割当先のキャピタル・コール残高を確認した上で、キャピタル・コールにより本転換社債型新株予約権付社債の払込みを目的とする資金を投資家から取得したことを確認し、また、各割当先の銀行口座残高を確認することにより、本転換社債型新株予約権付社債の払込みに足りる預金を確認いたしました。

g 割当予定先の実態

割当先、役員及び主な出資者(以下「割当先関係者」といいます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについては、当社は各ファンドの定款、登記簿及び外国における登記簿に相当する書類、金融機関に開設された銀行口座の残高証明等の資料を収集した他、インターネット検索サイトを利用して他社への投資実績を確認し、また、各割当先から直接、属性、投資方針、投資プロセスについてヒアリングを行うことにより、各割当先の実在性を確認いたしました。

さらに、第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

これらの方法により、当社は、当社の把握する限りにおいて、割当先関係者が反社会的勢力とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に提出しています。

なお、当社は、割当先から、割当先の議決権行使等に関しては各割当先がそれぞれ独自に判断するものであり、アドバンテッジアドバイザーズは各割当先に出資する投資家の特性及び各割当先に適用のある法規制等を考慮しつつ、各割当先の投資等に関するサービスを提供している(具体的には、各割当先の投資前には投資先候補の発掘及び関連する市場や業況等に関する情報提供を行い、投資後には、株主としての各割当先が投資先の企業価値の向上を図るための業務委託先として、投資対象会社にコンサルティングサービスを行います。)にすぎず、議決権行使権限等を実質的に有していない旨の説明を受けております。

また、当社は、割当先から、割当先の議決権行使等に関しては各割当先がそれぞれ独自に判断するものですが、本転換社債型新株予約権の引受けについては、各割当先の出資金額に応じた割合で共同で引受けを行うこととなるため本転換社債型新株予約権の発行後、共同保有者として大量保有報告書を提出する旨の説明を受けています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 発行価格の算定の根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本転換社債型新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本転換社債型新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）をそれぞれ受領いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（本転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価181,500円、転換価額186,037円（アップ率2.5%）、ボラティリティ25%、予定配当額2,000円、無リスク利率0.24%、クレジットスプレッド（2.0% - 2.5%）、借株コスト5%）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて本転換社債型新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第1回新株予約権付社債の当初転換価額につきましては、186,037円と決定いたしました。なお、この当初転換価額は、平成24年5月11日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値181,500円に対して2.5%のプレミアム、1ヶ月の終値平均185,742円に対して0.2%のプレミアム、3ヶ月の終値平均168,562円に対して10.4%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均160,217円に対して16.1%のプレミアムとなります。

また、第2回新株予約権付社債の当初転換価額につきましては、186,037円と決定いたしました。なお、この当初転換価額は、平成24年5月11日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値181,500円に対して2.5%のプレミアム、1ヶ月の終値平均185,742円に対して0.2%のプレミアム、3ヶ月の終値平均168,562円に対して10.4%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均160,217円に対して16.1%のプレミアムとなります。

その上で、当社は、本転換社債型新株予約権付社債それぞれについて、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、上記評価報告書の結果並びに上記取締役会での検討内容及び結果を踏まえ検討し、本転換社債型新株予約権付社債の発行は割当先に特に有利な条件での発行には該当しないと意見を表明しております。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債が当初転換価額、第2回新株予約権付社債が下限転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は9,165株（議決権の数9,165個）であり、これは、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,852株に係る議決権の総数45,852個の20.0%に相当します。

しかし、本転換社債型新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「第1.4.(2)手取金の使途」に記載のとおり に充当することにより、当社の業績改善、財務基盤の拡充及び中長期的には既存株主の利益向上に資するものと考えていることから、本転換社債型新株予約権付社債発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

第1回新株予約権付社債が当初転換価額、第2回新株予約権付社債が下限転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は9,165株（議決権の数9,165個）です。これは、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,852株に係る議決権の総数45,852個の20.0%となり、25%以上の割合の希薄化は生じません。したがって、第三者割当による本転換社債型新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
有限会社エフエム商業計画	大阪市北区天神橋2丁目北2番6号	7,100	15.54%	7,100	12.94%
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-1	6,224	13.62%	6,224	11.35%
Pleasant Valley(プレゼント・バレー)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	-	-	5,051	9.21%
Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands	-	-	3,180	5.80%
藤尾政弘	大阪府箕面市	2,670	5.84%	2,670	4.86%
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	2,037	4.46%	2,037	3.71%
フジオ取組先持株会	大阪市北区天神橋2丁目北2番6	1,894	4.14%	1,894	3.45%
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5-1号	1,588	3.47%	1,588	2.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,500	3.28%	1,500	2.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090804)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.28%	1,500	2.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.28%	1,500	2.73%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,500	3.28%	1,500	2.73%
計	-	27,513	60.25%	35,744	65.19%

(注) 1 平成23年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年12月31日現在の総議決権数に、第1回新株予約権付社債が当初転換価額、第2回新株予約権付社債が下限転換価額ですべて転換された場合に交付される当社普通株式9,165株に係る議決権の数9,165個を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第13期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）までの間に生じた追加は以下の通りです。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）現在において判断したものです。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（前略）

#### 株式の希薄化に関するリスク

平成24年5月14日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法により発行を予定する第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債のすべてがそれぞれ当初転換価額により転換された場合に交付を予定する8,057株は、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,852株（議決権の数45,852個）の約17.6%（議決権割合17.6%）にあたります。また、第1回新株予約権付社債が当初転換価額、第2回新株予約権付社債が下限転換価額によりそのすべてが転換された場合に交付を予定する9,165株は、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,852株（議決権の数45,852個）の約20.0%（議決権割合20.0%）にあたります。これらの株式の交付により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割割が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当該事項は、当有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成24年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）までの間に、次の臨時報告書を提出しております。

平成24年3月30日提出臨時報告書

[ 提出理由 ]

平成24年3月29日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[ 報告内容 ]

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成24年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年3月30日



## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として藤尾政弘氏、厨子裕介氏、藤尾英雄氏及び井内繁俊氏を選任する。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として新居邦晴氏、山田庸男氏及び大屋均氏を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	34,571	33	0	(注)	可決(94.7%)
第2号議案					
藤尾 政弘	34,567	37	0	(注)	可決(94.7%)
厨子 裕介	34,570	34	0	(注)	可決(94.7%)
藤尾 英雄	34,560	44	0	(注)	可決(94.6%)
井内 繁俊	34,528	76	0	(注)	可決(94.6%)
第3号議案					
新居 邦晴	34,540	64	0	(注)	可決(94.6%)
山田 庸男	34,564	40	0	(注)	可決(94.7%)
大屋 均	34,536	68	0	(注)	可決(94.6%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。なお、累積投票によらないこととしております。
3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年5月8日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月14日

株式会社フジオフードシステム  
取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月14日開催の取締役会において、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、同日付で同社債の引受契約を締結した。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月25日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永 真樹 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 印  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジオフードシステムの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フジオフードシステムが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注)2.連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月23日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永 真樹 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 印  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成24年2月10日開催の取締役会における子会社設立決議に基づき、平成24年2月16日に子会社を設立している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成24年2月24日開催の取締役会において、取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議した。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジオフードシステムの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フジオフードシステムが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月25日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永 真樹 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステムの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 3月23日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステムの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成24年2月10日開催の取締役会における子会社設立決議に基づき、平成24年2月16日に子会社を設立している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成24年2月24日開催の取締役会において、取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。